

# 中央三井アセットの

## 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 21 年 7 月 29 日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

### ◆ 確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令について ◆

平成 21 年 7 月 29 日付で、確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令が発出されました。  
改正内容は以下をご参照ください。

#### 改正内容

##### ➤ 掛金の拠出限度額引き上げ

###### ① 企業型

- 他の企業年金がない場合 月額 5.1 万円（現行：月額 4.6 万円）
  - 他の企業年金がある場合 月額 2.55 万円（現行：月額 2.3 万円）
- ※「他の企業年金」とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済制度のいずれかを指します。

###### ② 個人型

- 企業年金がない企業に勤務している方 月額 2.3 万円  
（現行：月額 1.8 万円）
- ※「企業年金」とは、企業型DC、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、石炭鉱業年金基金のいずれかを指します。
- ※自営業者等の国民年金第 1 号被保険者の拠出限度額については、月額 6.8 万円で変更はありません。

#### 施行日

- 平成 22 年 1 月 1 日

